

平成15年度 交通安全協会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、杉並区内の各交通安全協会（以下「各協会」という。）の事業に要する経費の一部を補助することにより、交通環境の改善を図り、交通の安全と円滑を促進することを目的とする。

(交付の対象)

第2条 補助金交付の対象は、各協会が行う事業に要する経費の一部とする。

(補助金の交付額)

第3条 交付する補助金の額は、予算に定める額の範囲内とする。

(交付の申請)

第4条 各協会は、補助金の交付に際しては、各協会の会長をして補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(交付の決定等)

第5条 区長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、各協会に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 各協会は、補助金の交付決定通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第3号）を区長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(執行状況の報告)

第7条 区長は、必要があると認めるときは、各協会に対し、補助金の執行状況に関し報告書の提出を求めることができる。

(実績の報告)

第8条 各協会は、事業終了後、遅滞なく事業終了報告書（様式第4号）及び収支決算報告書を区長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 区長は、交付した補助金につき、この要綱に違反したとき又は交付した補助金に余剰が生じたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。